

## (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、地域の保健、医療、福祉関係者が地域精神保健医療福祉の一体的な取組を推進し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

区 分	目 標	備 考
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について	325.3日以上 (府設定)	<u>国・大阪府の考え方</u> →精神障害者に対する地域生活支援連携体制の整備状況を評価する指標として、令和8年度(2026年度)末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均に関する目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、325.3日以上とすることを基本とする。 <u>本市における設定方法</u> →大阪府の目標に準じる。
精神病床における1年以上長期入院患者数	45人以下	<u>国の考え方</u> ・国が提示する推計式を用いて、令和8年度(2026年度)末の精神病床における65歳以上及び65歳未満ごとに1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。 <u>大阪府の考え方</u> ・国の推計式による目標とは異なる目標を設定する。 ・令和8年(2026年)6月末時点の1年以上の長期入院患者推計値8,193人を市町村で按分する。なお、65歳以上及び65歳未満の区分は設定しない。 <u>本市における設定方法</u> ・大阪府の目標に準じる。
精神病床における早期退院率 (入院後3か月時点、6か月時点、1年時点)	3か月時点 68.9%以上  6か月時点 84.5%以上  1年時点 91.0%以上 (府設定)	<u>国・大阪府の考え方</u> →令和8年度(2026年度)の入院後3か月時点の退院率68.9%以上、入院後6か月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率91.0%以上。 <u>本市における設定方法</u> →大阪府の目標に準じる。

## ●成果目標の達成に向けた活動指標

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数(回)	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人)	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数(回)	目標：関係機関の連携・地域課題の抽出		
	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の月平均利用者数	0	0	0
精神障害者の地域定着支援の月平均利用者数	0	0	0
精神障害者の共同生活援助(グループホーム)の月平均利用者数	40	42	44
精神障害者の自立生活援助の月平均利用者数	0	0	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の月平均利用者数	2	2	2

### (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援のための機能(①相談、②グループホーム等体験の場、③緊急時の受け入れ対応、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくり)を、本市の実情に応じて整備し、障害児者の生活を地域全体で支える体制(拠点)を構築します。

柏原市では地域において上記機能を分担する「面的整備型」として体制整備を進めます。

区分	目標	備考
地域生活支援拠点等の機能の充実	体制の構築 有	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備も含む)において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
	検証・検討 年1回以上	
強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実	有	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。 ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施 ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル(令和4(2022年)年3月)を参考とした取組を実施 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、支援体制の充実に取り組む。

#### ●成果目標の達成に向けた活動指標

指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置(箇所)	1	1	1
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置(人)	1	1	1
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施(回)	1	1	1

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行や工賃の向上等は、生活の質の向上からも重要であることから、障害者への就労支援の取組を推進します。

区 分	目 標	備 考
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等(全体) 13人 就労移行支援 4人 就労継続支援A型 6人 就労継続支援B型 3人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とする。併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設定する。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	6割以上	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設定する。
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	5人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度(2026年度)末の利用者数を令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設定する。
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設定する。
就労支援部会の設置	有	<u>国・大阪府の考え方</u> ・全市町村において、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることとする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設定する。

### ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の参画した協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援を推進します。

成果目標	目標	備考
関係機関による連携・協議の場の設置	有	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)末までに医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。また、令和8年度(2026年度)末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉関係1名 医療関係1名	<u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設置に取り組む。

#### ●成果目標の達成に向けた活動指標

指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	福祉関係1人 医療関係1人	福祉関係1人 医療関係1人	福祉関係1人 医療関係1人

~~発達障害のある児童の家族への支援として、子どもの特性を理解し、具体的な対応の仕方等について学ぶ、保護者を対象とした支援プログラムや同じ悩みを持つ保護者同士での懇談の場など、取組を実施していきます。~~

●成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
<del>ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)</del>	10人	10人	10人
<del>ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)</del>	1人	1人	1人
<del>ペアレントメンターの人数</del>	0人	0人	0人
<del>ピアサポート活動への参加人数</del>	0人	0人	0人

## (6)相談支援体制の充実・強化等

相談支援の提供体制の充実・強化にあたり、基幹相談支援センターを中心に、障害種別にかかわらず、障害に関する相談をはじめ、権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業者の人材育成の支援を目的とした研修会等の実施や障害者自立支援協議会と関係機関との連携を強化する専門的職員（コーディネーター業務を兼ねる）を配置し、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域支援体制の一層の充実を図ります。

区分	目標	備考
地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保	基幹相談支援センターの設置 有	<u>国の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置（複数市町村による共同設置含む）するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を各市町村において確保する。 <u>大阪府の考え方</u> ・広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進する。 <u>本市における設定方法</u> <del>→基幹相談支援センターの設置。</del> ・相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保
	地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保 有	
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みの実施及び取組みを行うために必要な協議会の体制確保	有	<u>国・府の考え方</u> ・令和8年度(2026年度)末までに、全ての市町村の協議会（複数市町村による共同設置含む）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。 <u>本市における設定方法</u> ・協議会の体制確保。

## (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求(エラー)の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。

また、大阪府や府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。

区 分	目 標	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<p>サービス提供者に対する研修の実施</p> <p>請求事務における過誤調整等の項目、内容等について、集団指導等の場で情報共有する体制を構築する。</p>	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度(2026年度)末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築。</li> </ul> <p><u>大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切な実施などにより運営基準等を遵守させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目について集団指導等の場で注意喚起を行う。</li> </ul> <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国・府の方向性に従い、効果的な方法で実施する。</li> </ul>

### ●成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害福祉サービス等に係る各種研修の年間参加人数	50人	50人	50人	50人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回	1回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有(有無)	有	有	有	有
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有(回数)	1回	1回	1回	1回



## (2)障害児相談支援

障害のある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行うサービスです。

### ■ サービスの取り組み状況

障害児相談支援の利用者数は増加していますが、計画値を下回っています。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
		利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
障害児相談支援	計画値	64	69	74
	実績値	59	62	67
	達成率	92.2	89.9	90.5

※令和5年度(2023年度)は見込

### ■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第3期計画中の見込量については、令和5年度(2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

利用者の増加が見込まれることから、サービス事業所の安定した事業運営の継続を図るとともに、相談支援の質の向上に向け相談員に対する研修への参加等を促進します。

サービス種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
障害児相談支援	71	75	79

【 P.52 → P.89 へ移動 】

## (3)発達障害者等に対する支援

発達障害のある児童の家族への支援として、子どもの特性を理解し、具体的な対応の仕方等について学ぶ、保護者を対象とした支援プログラムや同じ悩みを持つ保護者同士での懇談の場など、取組を実施していきます。

●成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	10人	10人	10人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	0人	0人	0人